

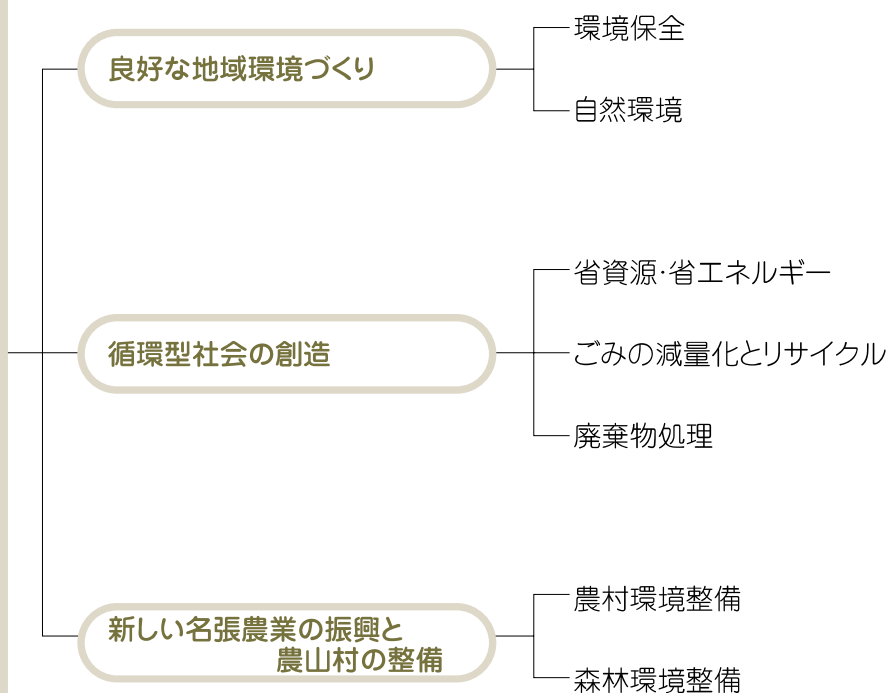
美しい自然に包まれた、 憩いと潤いのある暮らし

第2章

第2章

美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし



第1節 良好な地域環境づくり

1. 環境保全

基本方針

- 「なばり快適環境プラン」を充実し、市民の環境保全意識の醸成や、市民・事業者・行政が協働し、環境保全に積極的に取り組むことのできる仕組みや体制を整備します。
- 地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題に対応し、京都議定書の発効動向を注視しながら、豊かな自然環境を守り育て、次代へ誇りを持って引き継ぐため、環境への負荷の少ない都市活動や生活様式へと転換し、豊かな自然と共生する持続可能なまちづくりを進めます。
- 清掃活動等の美化運動を市民ぐるみで展開するなど、身近な環境美化意識を醸成するとともに、ごみのポイ捨て防止などマナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、清潔で美しいまちづくりを進めます。

目標

- 「なばり快適環境プラン」を充実し、総合的な環境政策を推進します。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
なばり快適環境プランの策定(改定)と推進	2004年度に策定	→ 策定	-----> 推進

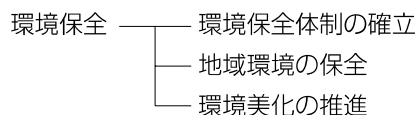
- 良好な地域環境を保全します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
BOD値 名張川家野橋(年平均) <small>*1リットルあたり</small>	1.4mg	1.4mg	1.2mg

- 市民・事業者・行政が協働し、環境美化行動や不法投棄の防止を推進します。

施策の展開

【 施策体系 】



1 環境保全体制の確立

① 総合的な環境政策の推進

- ・豊かな環境に包まれた美しいまちの実現に向け、「なばり快適環境プラン」に基づき、自然環境、都市環境、住環境、農山村環境、教育などの分野を横断的に結び、市民、市民団体、事業者等と行政が協働して、総合的に環境政策を推進します。

- ・さまざまな環境情報を収集、整理し、インターネットなどにより環境に関する情報提供を進めます。

② 環境教育(学習)の推進

- ・市民が自主的に環境の保全、向上に取り組めるよう広報・啓発活動や情報提供を充実するとともに、シンポジウムや生涯学習講座などを通して環境学習を進めます。

- ・学校における廃棄物の減量、リサイクル、省エネルギーの推進や学校ビオトープの整備、総合的な学習時間を活用した環境教育の実施などに取り組みます。
- ・豊かな自然との身近なふれあいの場や機会を拡充し、レクリエーション、イベントなどを通じて自然に対する理解を深め、その大切さを学ぶことができるような体験型学習を進めます。

③ 環境に配慮した行動の支援

- ・ごみの分別、資源化の徹底や環境家計簿の活用、エコポイントの認定など、環境に配慮した日常の身近な取組みを促進します。
- ・市民団体、ボランティア組織などに対して、情報や機材の提供などの支援を行うとともに、環境保全に関して他の都市や関係機関との幅広い連携、交流を促進するためのネットワークを形成します。

2 地域環境の保全

① 水環境の保全

- ・公共下水道、農業集落排水事業などの整備により生活雑排水の高度処理を進めるとともに、工場、事業所の排水対策や環境保全型農業の促進、河川や水路の浚渫や清掃活動などを総合的に進め、河川の水質の保全、向上に取り組みます。併せて、水質の監視測定体制の整備を進め、水質汚濁を防止します。

② 大気環境の保全

- ・工場、事業所の窒素酸化物や二酸化炭素の排出については、公害防止協定に基づく基準達成や各種法令による定期的な報告を実施するよう適切な監視・指導を行い、排出量の抑制に取り組みます。
- ・交通渋滞の解消や公共交通機関の利便性向上、低公害車・低燃費車の普及促進や自転車の利用促進などの対策を進め、自動車の排出ガスを削減します。

③ 騒音等の防止

- ・様々な騒音・振動・悪臭について、適切な監視活動を行うとともに、騒音規制法や三重県生活環境の保全に関する条例に基づき適切な規制、指導を行います。また、日常生活でのモラルやマナー向上等の啓発を進め、良好なコミュニティづくりを通して、近隣騒音の発生を抑制します。

④ 土壌汚染等の防止

- ・土壌や地下水の汚染を防止するため、有害物質の適正な管理や農薬の適正使用を促進します。また、有機農業や生ごみの堆肥化による家庭菜園など動植物の生育に適した土づくりを促進します。

3 環境美化の推進

① 環境美化の推進

- ・市民や住民組織、各種団体、ボランティア組織等による緑化活動や清掃活動等の環境美化運動を支援します。
- ・「名張市まちをきれいにする条例」の周知・啓発を進め、ペットの糞の適切な処理や吸殻等のポイ捨て防止など、マナーの徹底やモラルの向上に努めるとともに、環境美化意識を醸成します。

② 不法投棄対策

- ・「名張市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例」の適切な運用により、地域住民と連携しながら廃棄物の不法投棄を防止します。
- ・地域での環境委員による監視・パトロール体制を強化するとともに、警察・県及び関係機関との連携を密にし、ごみの散乱防止や不法投棄防止対策を進めます。

2. 自然環境

基本方針

- 水と緑の豊かな自然は、集落や農林業などさまざまな営みの基盤であり、地域のかげいのない財産として、大切に守り育て、人と自然が共生する潤いのあるまちづくりを進めます。
- 山林や農地、河川や水路などの適正な管理や自然とのふれあいの場づくりなど、自然と人との豊かな関係を創造するための取組みを、多様な地域や人々と連携して進めます。

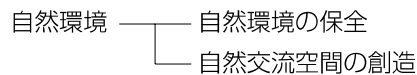
目標

- 市民の貴重な財産である美しい森林や田園環境を保全、育成します。
- 市民の憩いの場として、豊かな自然とのふれあい交流空間の整備を進めます。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
針葉樹と広葉樹との混交林化面積	0	20ha	30ha
市民農園の拡大	2カ所	5カ所	9カ所
農業公園(アグリパーク)の整備	—	—	1カ所

施策の展開

【 施策体系 】



1 自然環境の保全

① 計画的な土地利用

- ・豊かな自然環境を保全・育成するため、土地のもつ自然的な属性を土台として、「計画なければ開発なし」を基本原則に、自然と人との共生を基本とした計画的な秩序ある土地利用を進めます。このため、名張市土地利用マスタープランを指針として、田園や森林環境の保全に取り組みます。
- ・公益的な事業や地域振興のために開発や土地利用の転換が必要な場合には、住民合意のもとにきめ細かな土地利用計画を策定し、周辺環境と調和する計画的な土地利用を進めます。

② 田園環境の保全

- ・農業生産の最も基礎的な資源である優良な農地の保全に努めます。また、耕作放棄による田園や集落環境の荒廃を防ぎ、

土地の有効利用を図るため、遊休農地の有効利用を促進します。

- ・畜産糞尿、生ゴミ、剪定樹木、刈り草の堆肥化による資源循環型農業を積極的に進め、豊かな土地づくりを基本に、無農薬、減農薬による環境にやさしい農地利用を促進します。

③ 森林環境の保全

- ・多面的な観点から地域の森林の状況や機能を明確にし、その機能の保全・向上を図るための区分設定を行い、それぞれの区分に応じた森林整備を進めます。
- ・針葉樹と広葉樹林の混交林への転換を促進するなど、森林の持つ公益的機能を増進します。
- ・森林施策について啓発活動を進めるとともに、森を守り育てる活動を行う市民団体、ボランティア組織等の育成、支援を行います。

2 自然交流空間の創造

① 農との交流空間

- ・遊休農地などを積極的に活用し、市街地と農村地域の人々との交流機能を備えた市民農園の整備拡大を進めます。また、地域づくりの活動等と連携して、景観作物の栽培、道路の緑化、農業水路やため池、小川などを生かした親水空間など、農とのふれあい交流空間の整備を進めます。
- ・美旗古墳群を中心とした田園歴史文化ミュージアム構想、農とのふれあい拠点として農業公園（アグリパーク）、学校農園などの整備を進めます。

② 森との交流空間

- ・広葉樹林の整備による環境にやさしい美

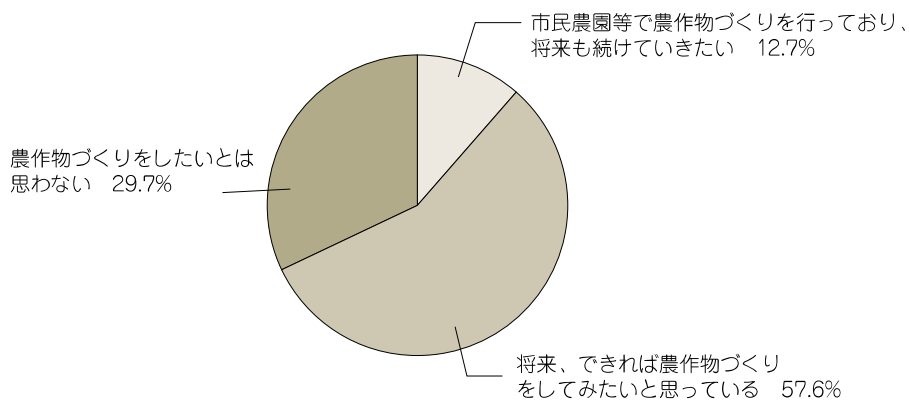
しい森づくりを進めるとともに、森林公園や散策道の整備をはじめ、山の手入れ体験教室、炭焼き教室の開催など山林を活用した交流行事の開催を通して、市民と森との豊かなふれあいの場づくりを進めます。

③ 水との交流空間

- ・清流を湛える名張川と支流の水辺環境を、市民生活に潤いと安らぎを与える貴重な資源として保全・活用するため、地域づくりの活動等と連携しながら親水空間や遊歩道の整備を進めます。
- ・青蓮寺湖、ひなち湖周辺を水と緑の交流ゾーンと位置づけ、総合的なレクリエーション機能の整備を進めます。

■農作物づくりについてどのようにお考えですか（資料：市民意識調査）

※現在非農家の方



第2節 循環型社会の創造

1. 省資源・省エネルギー

基本方針

- 市民の環境問題についての理解を深め、市民一人ひとりが省資源・省エネルギーや資源の有効活用に取り組むことにより、地球環境にやさしい持続可能な社会を創造します。

目標

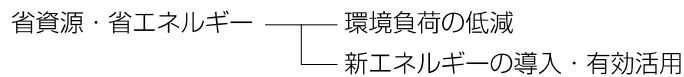
- 市民生活や事業活動等における省資源・省エネルギーを積極的に推進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
市の事務事業に係る二酸化炭素排出量	1,715t	1,708t	1,700t
ISO14001認証取得事業所数	19社	22社	25社

- 地球環境にやさしい新エネルギーの導入を推進します。

施策の展開

【 施策体系 】



1 環境負荷の低減

- ・冷暖房等の適正化、節電・節水の習慣、省エネルギー機器の導入、公共交通機関の利用など、市民生活や事業活動等における自主的な省資源、省エネルギーの取組みを促進します。
- ・工場や事業所などにおける環境マネジメントシステムに関する規格ISO14001の認証取得に対する情報提供や支援を行い、環境に配慮した事業活動や技術開発を促進します。
- ・市役所の事業活動におけるエネルギーの効率的利用や省エネルギー対策を推進するとともに、環境会計の導入検討など、地域の先導的な事業所として環境に配慮した活動を促進します。

2 新エネルギーの導入・有効活用

- ・太陽光発電、太陽熱利用システム、燃料電池などクリーンな新エネルギーについての知識や必要性を広め、一般家庭や事業所への導入を促進します。
- ・ごみ焼却施設などの排熱の有効利用や冷暖房熱の利用、コージェネレーションシステムの導入などによるエネルギーの効率的な利用を推進します。

2. ごみの減量化とリサイクル

基本方針

●環境と共生する資源循環型社会を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化や資源化を積極的に進め、ごみゼロ・リサイクル社会の実現に取り組みます。

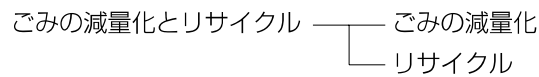
目標

○燃やすごみ、燃やさないごみの減量化とリサイクルを推進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
ごみの資源化（リサイクル）率	16.1%	20.9%	39.1%
一人一日当たり燃やすごみ	421g/人	402g/人	364g/人
一人一日当たり燃やさないごみ	80g/人	52g/人	44g/人

施策の展開

【施策体系】



1 ごみの減量化

- ・ごみゼロ・リサイクル社会を目指すアクションプログラムの進捗状況の検証を行いつつ、状況変化に対応した見直しを行います。
- ・ごみ・資源の分別排出の必要性とその徹底について、市民の理解と意識を深めるため、積極的な啓発活動を進めます。
- ・ごみになるものは、「買わない」、「売らない」を基本に、使い捨て製品の使用抑制、再生品の使用促進によるごみの減量化を推進します。
- ・事業者に対して、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、リサイクルを積極的に進めるよう要請するとともに、事業系ごみの分別排出を徹底するよう、指導を強化します。
- ・ごみの発生と排出を抑制するため、ごみ処理コストへの認識や減量意識への動機づけ、排出者責任や費用負担の公平性の確保等の観点から、ごみの有料化について市民と情報を共有しつつ、その導入を検討します。

2 リサイクル

- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の循環型社会関連法を適正に運用するとともに、ごみの減量化、資源化に向けた啓発活動を強化します。
- ・ごみ・資源の分別排出を市民に徹底するとともに、プラスチック類の資源化を進めるなど、さらなる分別品目拡大に取り組みます。
- ・排出されたごみの中からの有価物の回収やスラグの有効利用など、中間処理における再資源化について検討します。
- ・生ごみの自家処理による堆肥化、減量化や古紙類の集団回収事業などのリサイクルを促進します。

3. 廃棄物処理

基本方針

- 資源循環型社会の構築を目指し、環境に配慮した安全かつ適正な廃棄物の処理を推進します。

目標

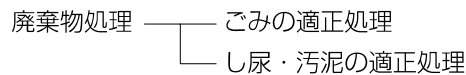
- ごみ量に応じた適切で効率的な収集運搬・処理体制を整備します。
- ダイオキシン類等の環境汚染物質の発生抑制など安全なごみ処理を推進します。
- 適正処理の推進により、最終処分場の埋立て量を減らします。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
最終処分場の年間埋立量	11,926t	10,946t	3,165t

※現状数値は2002年度名張市分実績

施策の展開

【 施策体系 】



1 ごみの適正処理

① 収集運搬体制の整備

- ・効果的、効率的な収集体制を整備するとともに、ごみステーション等の衛生的な管理運営を行えるよう必要な改善を進めるなど、適切な排出、収集、処理システムを構築します。
- ・プラスチック類等の資源化品目の拡大に伴い、民間委託を進めるなど収集体制の見直しを行います。また、自治会や市民活動団体による地域づくり活動等と連携した新たな収集方式について、検討を進めます。
- ・廃棄物処理手数料の見直し等、適正化について検討します。

② 処理体制の整備

- ・リサイクルプラザを併設する新しい清掃工場を建設し、ダイオキシン類等環境汚染物質を抑制するなど安全なごみ処理体制を構築します。
- ・排出ガス等の測定監視を継続的に行い、適切な運転管理を行います。
- ・ごみの減量化の動向を反映しながら、処

理業務の民間委託など効率的な処理体制を整備します。

③ 最終処分場の有効利用

- ・プラスチック類の資源化により、最終処分場の埋立て量を減らすなど、施設の有効利用と適正管理を行います。

④ 産業廃棄物等の適正処理

- ・産業廃棄物の事業者（排出者）による適正な処理・処分責任を原則として、工場・事業所における処理計画や適正処理の指導・監視・パトロール体制の強化について県や関係機関に働きかけ、不法な処理を防止します。

⑤ 廃棄物等の有効利用

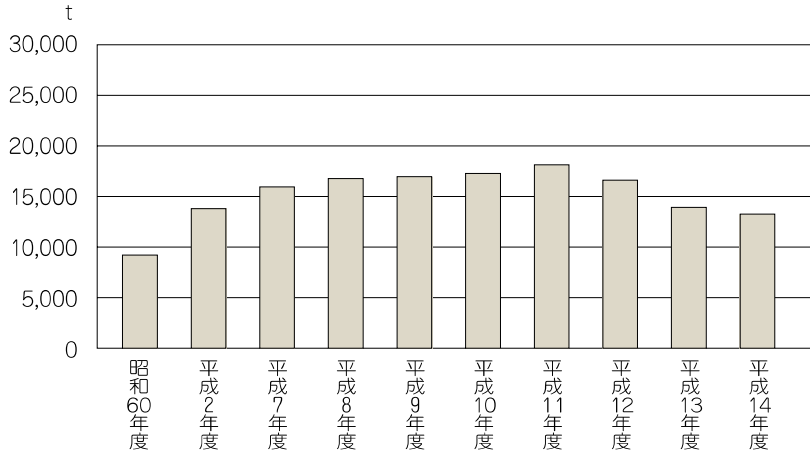
- ・ごみ処理施設における排熱の有効利用を進めます。
- ・スラグや浄化槽汚泥の資源化など、新たな利用方法について研究を進めます。
- ・建設発生土について、利用情報の提供や他都市や関係機関とも連携して広域的な利用を図るなど、再利用を推進します。

2 し尿・汚泥の適正処理

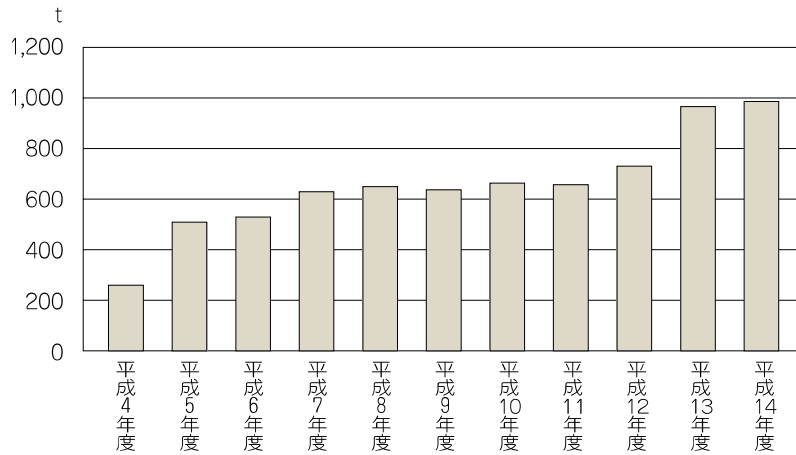
・環境に配慮しながら、し尿処理施設の適正な管理運営を行います。

・公共下水道や大型合併処理浄化槽等から排出される汚泥の処理体制を整備します。

■可燃物ごみ収集の状況（資料／伊賀南部環境衛生組合）



■資源ごみ収集の状況（資料／伊賀南部環境衛生組合）



第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

1. 農村環境整備

基本方針

- 「市民を豊かにする都市農業」の創造を目指し、農業の振興と生活環境の向上の視点から農業マスタープランを基本に農業施策を展開します。
- 農業生産による収益を確保するとともに、農業の多彩な担い手づくり、食と「農」のネットワークづくり、「農」を通じた快適な環境づくりを進めます。
- 市民が生きがいを持ち健康で暮らし続けることができるよう、園芸福祉の活動を促進します。
- 農林業基盤の整備とともに、計画的に道路、公園、水路等の整備や集落の景観形成に取り組むなど、田園や森林環境と調和する快適で美しいむらづくりを進めます。
- 地域の自然や歴史・文化を活用した農業公園の整備、市民農園や自然とのふれあいの場の整備、食と「農」のネットワークづくりや伝統文化の継承など、市街地住民と農山村の豊かな交流を促進します。

目 標

○美しい田園環境を支える農業の多彩な担い手づくりに取り組みます。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
農家の担い手数（認定農業者）	42戸	53戸	65戸
◇（新規就農者）	—	2人	4人
◇（就農準備者）	—	2人	4人
家族経営協定締結数	1家族	2家族	3家族

○食と「農」のネットワークづくりによる地産地消システムを促進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
農産物「地産地消」取り組み者数	4グループ	6グループ	8グループ

○園芸福祉活動を普及・啓発し、実践活動を担う人材を養成します。

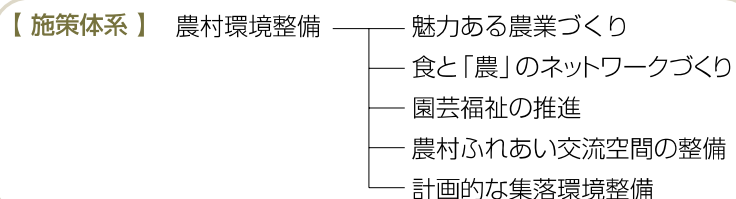
数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
園芸福祉サポーター及び指導員の登録者数	118人	200人	300人

○市民農園や水田の里親制度などの活用により、市民が「農」にふれる機会を充実します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
市民農園の拡大	2カ所	5カ所	9カ所
農業公園（アグリパーク）の整備	—	—	1カ所

○農林振興と農村整備を融合させた「むらづくり」の方針を定め、総合的かつ計画的に農村整備を進めます。

施策の展開



1 魅力ある農業づくり

① 多彩な担い手づくり

- ・ 認定農業者をはじめとして、女性農業者、高齢農業者、休日農業者、新規就農者など多彩な農業者を、「なばり農業」の担い手として育成するため、実態に応じた情報提供や技術普及などの支援を行います。
- ・ 魅力ある農業づくりを進めるため、農業支援センターの機能を充実し、多彩な担い手への支援活動、農作業受委託の促進などによる農地の利用調整と集積、農業PR活動等を積極的に推進します。

② 農業生産基盤の保全、整備

- ・ 「むらづくり」の方針に基づき、集落の生活環境の整備と連携しながら水田の汎用化、中核農家への農地集積や省力化などほ場条件の整備、改善を進めます。
- ・ 農業振興地域の整備計画の適正な管理を行い、農用地を将来にわたり良好な状態で確保します。
- ・ 農産物流通の合理化や地域の活性化を図るため、農道、ため池など農業施設の整備と機能向上を進めます。
- ・ 施設園芸など高生産性農業の促進、野生鳥獣被害対策などを推進し、優良な生産基盤づくりを進めます。
- ・ 土地改良施設の適正な維持管理を促進するため、土地改良区の活動や運営基盤の強化を支援します。

2 食と「農」のネットワークづくり

① 「農」をとおした交流の促進

- ・ 名張アグリパーク構想の推進、市民農園の整備、農業体験イベントの開催、観光農業の促進、学校農園の設置など、市民が身近に「農」に触れ、交流する機会や場所づくりを進めます。
- ・ 美しいむらづくりと連携する農業公園など「農」を通じた魅力ある交流の場の整

備、IT（情報技術）の活用による農業情報の提供や農産物の販売など、消費者と農業者の連携と相互理解を促進する交流ネットワークづくりを進めます。

② 地産地消の促進

- ・ 農産物直売や食品加工などに取り組むグループの育成と連携の強化、食と「農」のネットワークづくりのPR活動、小学校での体験農業や食教育、地元農産物を取り入れた学校給食、環境にやさしい資源循環型農業などを進め、地産地消システムづくりに取り組みます。また、農業者が地域の消費者の多様なニーズに的確に対応して、新鮮で安全・安心な地元の農産物を提供する仕組み（地消地産）づくりを進めます。
- ・ 伊賀米コシヒカリの生産の促進と消費拡大を進めるとともに、ブドウ奨励品種を拡大するなど、地域特性を生かした特産品づくりに取り組みます。
- ・ 郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を改めて見直し、「食」を楽しみながら「食」について考える「スローフード」への取り組みを進めます。

3 園芸福祉の推進

- ・ 名張市園芸福祉普及推進協議会を中心に園芸福祉の普及を進め、実践活動を担う人材を育成します。
- ・ 園芸福祉活動によってもたらされる幅広い効果・効用を活用し、心身の健康の維持・回復、生きがいづくり、園芸を通じた交流やコミュニティ活動の活性化などができるよう、幅広い研究や情報交換の場の提供を進めます。
- ・ モデル庭園、モデル地域、オープンガーデン等の設置をはじめ、地域づくりやコミュニティ活動と連携して、全市的な花いっぱい運動を展開します。

4 農村ふれあい交流空間の整備

- ・ 市民農園・農産物直売所・園芸福祉の推進施設・花公園などを備えた農業公園（アグリパーク）の整備を進めます。
- ・ 遊休農地などを積極的に活用し、市街地の住民が農業を体験でき、農村地域の人々との交流機能を備えた市民農園の整備拡大を進めます。
- ・ 地域づくりの取組みや観光分野と連携しながら、美旗古墳群を中心とした田園歴史文化ミュージアム構想の具体化を進めます。
- ・ （仮称）国津農林センターと「はぐくみ工房あららぎ」を拠点として、森林資源等を活用した体験学習等の機会を充実し、市街地住民との交流を促進します。

5 計画的な集落環境整備

① 計画的なむらづくり

- ・ 田園風景や水利など農村集落のもっている多面的機能を市民に提供し、農家にとってもうおのいのある農村環境を進めるため、土地利用マスタープランや農業マスタープランを指針として、農業振興と農村整備を融合させた“むらづくり”の方針を住民参加のもとに作成し、計画的なむらづくりを進めます。
- ・ 住民が主体となって進めるテーマのある

個性豊かなむらづくりを積極的に支援します。

② 生活環境の整備

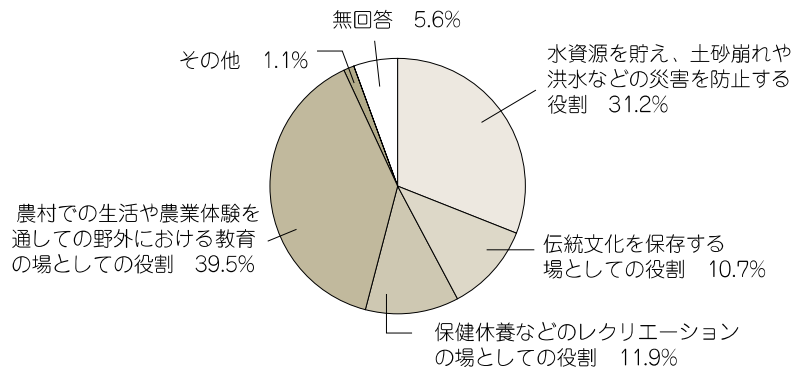
- ・ 地域の自然的特性を生かした居住環境整備を計画的に進めます。
- ・ 農業基盤の整備とともに、地域の実情に応じて計画的に生活関連施設などの整備を進めます。
- ・ 市街地へのアクセス道路や地域間を結ぶ道路、自然を生かした公園等を整備します。
- ・ 豊かな集落環境を保全するため、耕作放棄地対策や中山間地域の農地の保全対策を進めます。

③ 美しいむらづくり

- ・ 農山村の居住性を高めるとともに、美田や里山などの資源を生かして、自然や集落の美しい景観の保全を進めます。
- ・ 休耕地を活用した景観作物の栽培、道路沿道の特色ある緑化推進による花街道づくり、花や紅葉の美しいふるさと森づくり、農業水路やため池、小川などを生かした親水空間の整備など、地域資源を活用した誇りの持てるふるさとづくりに取り組みます。また、集落地域周辺の森林の適正な管理や花木の植栽などを促進します。

■農村が持つ役割の中で、特にどのような役割が重要だと思いますか

（資料：市民意識調査）



2. 森林環境整備

基本方針

- 森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林所有者や地域住民等との合意を図りつつ、重視すべき機能に応じて森林を区分し、区分ごとに好ましい森林整備を進めます。
- 林業は木材の生産のみならず、多面的機能を発揮させるための森林の整備を担うとともに、山村地域の活力の維持などに重要な役割を果たしているため、効率的かつ安定的な林業経営を育成するための施策を展開します。

目標

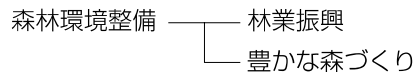
- 造林・間伐事業、林道事業による木材の循環利用を促進します。
- 広葉樹への樹種転換を推進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
針葉樹と広葉樹との混交林化面積	0	20ha	30ha

- 森林ボランティア等、市民参加による豊かな森づくりを進めます。

施策の展開

【施策体系】



1 林業振興

- ・伊賀森林組合の基盤強化や認定林業事業体や林家、林業団体の支援を行うとともに、林業に関する情報提供や技術指導を行い、多彩な担い手の育成・確保に取り組みます。
- ・林道、作業道の整備など森林施業、山林活用の基盤整備を進めます。また、森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。
- ・造林、下刈り、枝打ち、間伐等の森林施業を促進するとともに、人工林の適正保育を進め、付加価値の高い木材生産や多彩な公益的機能を発揮できる健康な森林づくりを進めます。
- ・川上から川下まで一体となった木材の加工流通体制の整備を支援するとともに、地元産木材住宅建設融資の利子補給、公共事業への地元産木材の活用などを推進します。
- ・既存の特用林産物の生産振興を図り、む

らづくりや観光と連携して、地域特性を活用した木工品、炭、シイタケ等の生産、販売活動の支援や間伐材の利用促進など新しい林産物づくりを促進します。

2 豊かな森づくり

- ・森林の持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保全などの多面的な公益機能を持続させるため、まとまりのある森林区域ごとに重視すべき機能を区分設定し、ふさわしい森林整備を進めます。
- ・森林公園や散策道の整備、広葉樹林の整備などによる環境にやさしい美しい森づくりを進めるとともに、山の手入れ体験教室、炭焼き教室の開催など山林を活用した交流行事の開催を通して、市民と森林との豊かなふれあいの場づくりを進めます。
- ・森林を守り育てる活動を行う、市民団体、ボランティア組織等の育成、支援を行います。

■農家数の推移（資料：農業センサス、農業基本調査）

